

令和7年4月から、兵庫県の各種就学支援制度の申請は オンライン申請が利用できます。

オンライン申請が利用可能な就学支援制度

①高等学校等就学支援金・②高校生等奨学給付金・③学び直し支援金・④専攻科修学支援金・⑤授業料等減免・⑥特別支援教育就学奨励費 の全6制度です(家計急変含む)

※市立学校は、①②③⑥の全4制度です(家計急変含む)

※①③の申請は、高校生等臨時支援制度(授業料無償化)の申請を兼ねることとし、①③の認定結果を高校生等臨時支援制度の判定に利用することを了承された場合は、別途書類の提出等の必要はありません

オンライン申請のメリット

- パソコンやスマートフォンで、いつでも手続きができます
- 申請内容の修正、再提出が簡単です
- 個人番号カードがあれば、個人番号の提出を省略できる場合があります(通知カード不可)
- 個人番号、課税証明書等での申請にも対応できます

申請手順 ※以下は就学支援金の申請手順です。入力項目は各制度によって異なります。

| | | | |
|----------------|---|-----------|---|
| 1. ログイン | ID・パスワードを入力します 申請メニューを選択します | 4. 申請情報入力 | 申請についての意向確認及び提出する場合で生活保護受給の場合、生活保護関連情報を入力します |
| 2. 生徒情報・学校情報入力 | 表示される情報を確認し修正・追加等入力を行います | 5. 収入情報入力 | (申請を提出する場合のみ) 審査に必要な課税情報の取得や個人番号の入力等を行います ※入力方法は裏面をご覧ください |
| 3. 保護者等情報入力 | (初回申請) 保護者等人数確認画面から保護者等情報を入力します (2回目以降の申請) 前回申請情報に変更がある場合修正します | 6. 提出 | 入力内容を確認し、電話番号・メールアドレスを入力し「申請を行う」ボタンを押すと、申請完了です |

3. 保護者等情報入力画面(初回申請時)

(2回目以降の申請時)



- ◆ オンライン申請システムでは外字等の入力ができないため、ID・パスワード通知書等、発行される通知書は外字を常用漢字等に置き換えていますので、ご了承ください。
- ◆ 審査完了後は、システムから認定結果通知書等が閲覧・印刷等できます。
- ◆ 審査完了のお知らせは、登録されたメールアドレスへメール送信により行います。

5. 収入情報の入力方法

以下のいずれかの方法で収入情報を提出することができます。

I. 個人番号カードを持っている場合

保護者等の個人番号カードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得し、提出することができます。この場合、個人番号を提出する必要はありません。

※申請する制度により取得する情報が異なり、複数回カードを読み取る場合があります。



II. 個人番号カードを持っていない場合

保護者等の個人番号・課税地情報等を入力し提出することで、県が個人番号を利用して課税情報等を確認することができます。過去に個人番号を提出済の場合、個人番号の再提出は不要です。

III. マイナンバーを利用せず、課税証明書等を提出する場合

III-1 スマートフォンのカメラ又はスキャナ等で課税証明書等を画像化し、申請画面にアップロードします。

III-2 課税証明書等を書面で学校に提出します。



その他

- 申請手順の詳細については、オンライン申請システム又は兵庫県教育委員会事務局財務課HPに掲載している「申請者向け操作マニュアル」等をご確認ください。
- 書面での申請を希望される場合は、学校に申し出てください。
- 制度についての不明点をAIが自動回答する「高等学校等就学支援金等に関する自動応答システム」もご活用ください。

オンライン申請システム (<https://shuugakushien-online.pref.hyogo.lg.jp>)

財務課 HP (<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/zaimu/enjo/>)

就学支援金等に関する自動応答システム (<https://hyogo-shuugaku.cbx.ai/>)



※高校生等臨時支援制度は、国会における令和7年度予算案の審議を経て、正式に決定されます。